

甲府市建築行政マネジメント計画 (第2次)

計画期間：平成27年度～平成31年度

甲 府 市

目 次

I	計画の趣旨	1
II	計画の期間	1
III	計画の公表	1
IV	達成状況の把握と公表	1
V	目標及び推進すべき施策	
1	建築確認から検査までの建築規制の実効性の確保	2
	(1) 迅速かつ適確な建築確認審査の実効性の確保	
	(2) 中間検査・完了検査の徹底	
	(3) 工事監理業務の適正化とその徹底	
2	指定確認検査機関・建築士事務所等への指導・監督の徹底	3
	(1) 確認検査機関等に対する指導・監督の徹底	
	(2) 建築士・建築士事務所に対する指導・監督の徹底	
3	違反建築物等への対策の徹底	4
	(1) 違反建築物対策の徹底	
	(2) 違法設置昇降機への対策の徹底	
4	建築物及び建築設備の適切な維持管理を通じた安全性の確保	5
	(1) 定期報告制度の適確な運用による維持保全の推進	
	(2) 建築物の耐震診断・改修の促進	
	(3) 建築物に係るアスベスト対策の推進	
5	事故・災害時の対応	7
	(1) 迅速な事故対応	
	(2) 迅速な災害対応を可能とする体制整備を図る。	
6	消費者への対応	8

7	執行業務体制の整備	8
	(1)	内部組織の執行体制	
	(2)	関係機関・関係団体との連携による執行体制	
	(3)	データベースの整備・活用	

I 計画の趣旨

平成 10 年の建築基準法の改正により、建築確認検査業務が指定確認検査機関に開放され、特定行政庁に求められる役割が従来と異なってきており、建築行政を取り巻く環境は大きく変化してきています。

このような中、官民の役割分担を明確化し、建築物の安全性を確保するため、平成 11 年度に「山梨県建築物安全安心実施計画」（以下「安全計画」という。）、平成 22 年度に「甲府市建築行政マネジメント計画」を策定し、これらの計画に基づく各種施策を推進し、完了検査率の向上など一定の成果を挙げてきたところです。

しかし、平成 11 年の安全計画策定から平成 23 年の建築行政マネジメント計画策定を経て現在に至るまで、構造計算書偽装や建築士免許偽装といった事件や、エレベーター死亡事故など、建築物やこれに付帯する建築設備等にまつわる事件・事故が数多く発生しています。

また、平成 26 年 6 月には建築基準法の一部を改正する法律等が公布され、構造計算適合性判定制度の見直しや、定期報告に係る対象の見直し、強化等が予定されており、建築業界は大きな変革点を迎えようとしています。

こうした状況下において、法改正など社会的要請への迅速な対応と、これまでの取組を持続的なものとするため、ここに建築行政マネジメント計画（第 2 次）を策定するものです。

II 計画の期間

平成 27 年度～平成 31 年度

III 計画の公表

本計画は、本市ホームページ等で公表する。

IV 達成状況の把握と公表

本計画の目標達成状況については毎年度末にとりまとめを行い、数値目標達成状況についてはこれを公表する。

V 目標及び推進すべき施策

1 建築確認から検査までの建築規制の実効性の確保

(1) 迅速かつ適確な建築確認審査の実効性の確保

●第1次マネジメント計画の結果について

	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
甲府市が確認審査を実施した「構造計算適合性判定を要する物件に係る確認図書の提出から確認済証交付までの所要期間の平均値」 【数値目標】35日間以内	17.0日	26.5日	26.3日	21.6日

●第2次マネジメント計画の目標について

○適確な審査の徹底

- ・構造計算適合性判定を要する物件に係る確認図書の提出から確認済証交付までの所要期間の平均値について35日間以内を目指す。

●第2次マネジメント計画の施策について

連携機関（山梨県、指定確認検査機関）
<ul style="list-style-type: none"> ・建築確認手続きの迅速化・円滑化を図るため、建築審査等の指針※に基づく取組みの推進 ・建築基準法や関係法令の解釈・運用について、山梨県建築行政会議による調整 ・指定構造計算適合性判定機関との連携による確認審査と構造計算適合性判定の円滑化及び適判制度の見直しに係る対象建築物と手続き変更の周知

※平成19年6月20日国土交通省告示第835号

(2) 中間検査・完了検査の徹底

●第1次マネジメント計画の結果について

	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
完了検査率 (完了検査申請件数/確認件数) 【数値目標】95%	91.4%	94.4%	78.7%	103.0%

●第2次マネジメント計画の目標について

○完了検査率※95%以上を目指す

※完了検査率= (完了検査申請件数/完了予定件数)

<目標の変更>		<目標の変更理由>
第1次	第2次	
○完了検査率 (完了検査申請件数 /確認件数) 95%以上を目指す	○完了検査率 (完了検査申請件数 /完了予定件数) 95%以上を目指す	第1次マネジメント計画では、見かけの完了検査率により取り組んだことから、実際の完了検査の受検状況の把握が困難であった。第2次マネジメント計画では、実際の完了検査の受検状況が把握しやすい方法で完了検査率を算出することが必要と考えられるため。

●第2次マネジメント計画の施策について

連携機関（指定確認検査機関）
<ul style="list-style-type: none"> ・確認済証交付時に検査受検案内等を掲載するチラシを配付 ・中間・完了検査時における工事監理者の立会の徹底

(3) 工事監理業務の適正化とその徹底

●第1次マネジメント計画の結果について

	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
工事監理者選定割合 【数値目標】100%	97.1%	98.2%	98.3%	98.2%

●第2次マネジメント計画の目標について

○工事監理者記載割合※100%を目指す

●第2次マネジメント計画の施策について

連携機関（指定確認検査機関）
<ul style="list-style-type: none"> ・建築確認申請書への工事監理者の記載の徹底 ・工事監理業務の適正化とその徹底. ・建築基準法第12条第5項に基づく工事監理状況報告書の提出の徹底

2 指定確認検査機関・建築士事務所等への指導・監督の徹底

(1) 指定確認検査機関等に対する指導・監督の徹底

●第1次マネジメント計画の結果について

- 指定確認検査機関等へ県と協力して立入検査の実施を目標として掲げ、各種施策が取り組まれた。

●第2次マネジメント計画の目標について

- 指定確認検査機関・指定構造計算適合性判定機関の適確な業務の執行を確保

●第2次マネジメント計画の施策について

連携機関（山梨県、指定確認検査機関）
・指定確認検査機関等への立入検査の協力 ・国、県が実施する指定確認検査機関の情報収集への協力

(2) 建築士・建築士事務所に対する指導・監督の徹底

●第1次マネジメント計画の結果について

- 県が実施する建築士事務所への計画的な立入検査の実施を目標として掲げ、各種施策が取り組まれた。

●第2次マネジメント計画の目標について

- 建築士事務所への計画的な立入検査の実施
- 定期講習等の受講の徹底

●第2次マネジメント計画の施策について

連携機関（山梨県）
・県が実施する建築士事務所立入検査の協力 ・建築申請窓口における注意喚起等による建築士の定期講習の受講等の周知徹底

3 違反建築物等への対策の徹底

(1) 違反建築物対策の徹底

●第1次マネジメント計画の結果について

- 違反建築物対策の徹底を目標として掲げ、各種施策が取り組まれた。

●第2次マネジメント計画の目標について

○違反建築物対策の徹底

●第2次マネジメント計画の施策について

連携機関（山梨県、指定確認検査機関、警察機関、消防機関等）
<ul style="list-style-type: none"> ・全国一斉の違反パトロールへの参加 ・計画的な違反パトロールの実施 ・違反建築物の継続的な監視及び是正指導の実施 ・警察、消防、福祉等の関係機関との情報共有や合同立入検査等の連携体制の確保

(2) 違法設置昇降機への対応の徹底

●第1次マネジメント計画の結果について

○違法設置昇降機対策の徹底を目標として掲げ、各種施策が取り組まれた。

●第2次マネジメント計画の目標について

○違法設置昇降機の安全対策の徹底

●第2次マネジメント計画の施策について

連携機関（労働基準監督署）
<ul style="list-style-type: none"> ・違法設置昇降機に関する情報収集、労働基準監督署との連携 ・情報等に基づく計画的な立入検査の実施 ・違法設置昇降機の継続的な監視及び是正指導

4 建築物及び建築設備の適切な維持管理を通じた安全性の確保

(1) 定期報告制度の適確な運用による維持保全の推進

●第1次マネジメント計画の結果について

	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
報告率	86.1%	94.8%	88.0%	86.1%

●第2次マネジメント計画の目標について

○特殊建築物及び昇降機等の定期報告率の向上を目指す。

○防火設備検査の徹底

●第2次マネジメント計画の施策について

連携機関（指定確認検査機関、消防機関、建築士団体）
<ul style="list-style-type: none">・建築物の所有者に対するパンフレットの配布による定期報告制度の周知（平成26年の法改正内容を含む）・建築確認時に定期報告の該当を周知・定期報告対象建築物のデータベース化・定期報告未提出建築物等の所有者等への催促の徹底・定期報告未提出建築物等の計画的な立入検査の実施・平成26年法改正に伴う防火設備検査の周知徹底

(2) 建築物の耐震診断・改修の促進

●第1次マネジメント計画の結果について

○建築物の耐震化率の向上を目標として掲げ、各種施策が取り組まれた。

●第2次マネジメント計画の目標について

○住宅及び特定建築物等の耐震化率90%以上※を目指す。

※平成27年度中に甲府市耐震改修促進計画が見直される予定です。

●第2次マネジメント計画の施策について

連携機関（建築士団体、建築業団体）
<ul style="list-style-type: none">・耐震診断・改修の促進に向けた助成制度の普及・耐震改修促進計画の改正及び耐震化率の目標設定・耐震改修普及促進のための指導、啓発の実施・市民を対象とした出前講座の開催や相談会の実施

(3) 建築物に係るアスベスト対策の推進

●第1次マネジメント計画の結果について

○アスベスト対策の徹底を目標として掲げ、各種施策が取り組まれた。

●第2次マネジメント計画の目標について

○アスベスト対策の徹底

●第2次マネジメント計画の施策について

連携機関（環境部局、労働基準監督署）
・建築物の所有者等に対するアスベスト対策の周知徹底

5. 事故・災害時の対応

(1) 迅速な事故対応

●第1次マネジメント計画の結果について

- 事故発生時における迅速な現場調査の実施を目標として掲げ、各種施策が取り組まれた。

●第2次マネジメント計画の目標について

- 事故発生時の現場調査及び対策の実施

●第2次マネジメント計画の施策

連携機関（警察機関、消防機関、保健所、労働基準監督署、）
・警察等の関係機関と連携した事故発生時の迅速な対応の実施
・事故原因の調査、再発防止策等の検討及び国・県への情報

(2) 迅速な災害対応を可能とする体制整備を図る。

●第1次マネジメント計画の結果について

- 応急危険度判定資格者の確保を目標として掲げ、各種施策が取り組まれた。

●第2次マネジメント計画の目標について

- 応急危険度判定資格者の確保を目指す。

●第2次マネジメント計画の施策について

連携機関（建築士団体、建設業団体）
・大地震時における被災建築物応急危険度判定士の確保
・応急危険度判定資格者の技術等の向上（技術講習会等の参加）
・訓練及び判定用資機材の事前準備の徹底

6. 消費者への対応

- 第1次マネジメント計画の結果について
 - 消費者への的確な情報提供を目標として掲げ、各種施策が取り組まれた。
- 第2次マネジメント計画の目標について
 - 安全・安心に関する情報の把握及び周知徹底

- 第2次マネジメント計画の施策について

連携機関（消費生活センター等）
<ul style="list-style-type: none">・ホームページの充実、広報等による各種手続き等の周知・リーフレットの窓口配布、確認申請時の情報提供・窓口、電話での相談業務の継続

7 執行業務体制の整備

(1) 内部組織の執行体制

- 第1次マネジメント計画の結果について
 - 審査担当者の審査技術の向上を図るための研修等を目標として掲げ、各種施策が取り組まれた。
- 第2次マネジメント計画の目標について
 - 審査担当者の審査技術の向上を図るための研修
- 第2次マネジメント計画の施策について

<ul style="list-style-type: none">・審査担当者の審査技術の向上を図るための研修等の実施・一級建築士・建築基準適合判定資格者を確保するための資格取得促進

(2) 関係機関・関係団体との連携による執行体制

- 第1次マネジメント計画の結果について
 - 建築物等の安全性確保に向け、関係機関・関係団体との連携を目標として掲げ、各種施策が取り組まれた。

- 第2次マネジメント計画の目標について
 - 関係機関・関係団体との連携による執行体制の強化

(3) データベースの整備・活用

- 1次マネジメント計画の結果について
 - 建築確認・検査等に係るデータベースの整備を目標として掲げ、各種施策が取り組まれた。

- 第2次マネジメント計画の目標について
 - 建築確認・検査等に係るデータベースの整備

- 第2次マネジメント計画の施策について
 - ・ 建築確認・検査、定期報告等の内容のデータベース化
 - ・ 住宅地図による確認台帳及び道路指定台帳閲覧システムの構築
 - ・ 台帳証明発行システムの構築